

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づく特別障害者手当認定請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、令和 5 年 9 月 1 日付けの特別障害者手当認定請求却下通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った特別障害者手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

1 理由付記不備

本件処分においては、処分理由は法に該当しない旨しか書かれていない。また、本件処分の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否かが全く不明であり、処分庁が根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。したがって、本件処分には理由不備の違法がある。

2 精神障害に係る検討不尽

本件認定請求書の障害基礎年金の受給状況欄には 2 級 1 6 号（精神の障害に関するもの。補正後 1 級 1 1 号）と記載されている。当該記載から、請求人が精神の障害を持つことが明らかであるが、本件処分は併合認定の可能性を考慮せず、かつ、精神の障害用の診断書を求める補正を求めることもなく本件処分に至った。認定基準は難解であることを併せると、本件処分は不当である。

3 その他の障害と肢体不自由との関係

本件診断書 1 の傷病名は〇〇症候群であり、本件診断書 2 の傷病名は〇〇症候群及び廃用症候群である。廃用症候群はその発生原因を〇〇症

候群に限らない疾患であり、現に請求人は腰椎圧迫骨折の既往がある。処分庁は、これら傷病を同一のものと思い込み、廃用症候群に対し検討を行わないまま２つの障害を１つの障害として取り扱った疑いがあり、違法・不当を免れない。

４ 障害基礎年金との齟齬

本件認定請求書には、障害基礎年金１級１１号の記載があるが、本件各診断書は、一段階軽い記載となっており、本件医師の不慣れや勘違いにより不適切に認定された可能性がある。しかし、処分庁は、本件医師への疑義照会や請求人への確認を行うことなく、本件処分を行った。また、法の処理基準では、診断書が省略できるものとして、障害基礎年金１級受給者が挙げられているが、処分庁は、診断書の省略の有無又は追加資料としての取扱いを行わなかった。

したがって、本件処分は違法ないし不当であり、取消しを免れない。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項により、棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和７年 ３月１４日	諮問
令和７年 ３月２１日	請求人から主張書面を収受
令和７年 ５月２２日	審議（第１００回第３部会）
令和７年 ５月２２日	請求人から主張書面を収受
令和７年 ６月２５日	審議（第１０１回第３部会）
令和７年 ７月２３日	審議（第１０２回第３部会）

第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

１ 法令等の定め

（１）法令の定め

法２６条の２は、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、その

管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、手当を支給するとしている。

法 2 条 3 項は、「特別障害者」について、「20 歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者」と定義し、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「政令」という。）1 条 2 項は、法 2 条 3 項の「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」について、次に定めるとおりとしている。

一 身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下「身体機能の障害等」という。）が政令別表第 2（以下「別表第 2」という。別紙 3 参照）各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの

二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第 2 各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの

三 身体機能の障害等が政令別表第 1（以下「別表第 1」という。別紙 3 参照）各号（10 号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

法 26 条の 5 において準用する法 19 条は、手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、市長の認定を受けなければならないとしている。

障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（以下「省令」という。）16 条において準用する省令 4 条は、手当の支給機関は、認定の請求があつた場合において、受給資格がないと認めたときは、請求者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

(2) 認定基準等

ア 「特別障害者手当制度の創設等について」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 160 号厚生省社会・児童家庭局長連名通知。以下「手当制度通知」という。）第二・3 は、手当の障害程度の認定は、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（下記イ）及び次により行うこととしている。

上記の「次により行うこと」として、手当制度通知第二・3・(4)

は、実施機関において障害程度の認定を行うことが困難な事例については、都道府県本庁に必要な応じて照会し、制度の適切かつ統一的運用を図ることとしている。

イ 手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準（政令１条２項に該当する程度の障害の認定基準）である「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」（「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和６０年１２月２８日社更第１６２号厚生省社会局長通知）の別紙。以下「認定基準」という。）第一は、共通的一般事項として、障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこと（同・３）、実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要な応じて照会すること（同・７）としている。

そして、認定基準第三は、政令１条２項各号に該当する障害の程度について、別紙４のとおり、障害の種別ごとの具体的な個別基準を定めている。

(3) 認定基準等の位置付け

法３９条の２は、法の規定により都道府県、市（ここには特別区が含まれる。）又は福祉事務所を管理する町村が処理することとされている事務は法定受託事務であるとするところ、手当制度通知（第二・３）及び認定基準は、地方自治法２４５条の９第１項及び第３項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

本件各診断書は「肝臓・血液疾患及びその他の疾患用」及び「肢体不自由用」であり、「障害の原因となった傷病名」はいずれも「〇〇症候群」とされ（別紙１・１及び別紙２・１）、「〇〇症候群による頑固な慢性疼痛、特に背部－腰部の疼痛のためにごく短時間の立位が可能であるが終日臥位での生活を余儀なくされて」いる（別紙１・６・(3)・ア及び別紙２・９）、「長期的に臥位のため廃用進行している」（別紙２・９）、「左右足背部に軽度の感覚障害」がある（同・６・(1)）と診断されていることから、本件においては、請求人の両下肢、体幹及びその他の疾患の障害の程度が政令１条２項の「著しく重度の障害の状態」に該当するかどうか、以下検討する。

(1) 政令１条２項１号該当性

認定基準第三・１によれば、政令１条２項１号に該当する障害の程

度とは、別表第2各号に掲げる障害が重複するものとするとしている。

ア 両下肢の機能障害について

別表第2第4号（両下肢の機能障害）は、「両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの」とされているところ、本件診断書2によれば、請求人の股、膝及び足の3大関節（左右）は、いずれも、関節可動域に問題なく、関節運動筋力は正常又はやや減とされており（別紙2・6・(8)）、両下肢の機能に著しい障害を有するものということとはできない。また、両下肢を足関節以上で欠くものにも該当しないことから、認定基準第三・1・(4)の要件に該当せず、別表第2第4号には該当しない。

イ 体幹の機能障害について

別表第2第5号（体幹の機能障害）は、「体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの」とされているところ、本件診断書2によれば、請求人は「すわる（正座・横すわり、あぐら、脚なげ出し（このような姿勢を持続する）」及び「立ち上る」はいずれも「△」（ひとりでできてもうまくできない場合）に該当すると診断されていることから（別紙2・8・(12)及び(15)）、認定基準第三・1・(5)の要件に該当せず、別表第2第5号には該当しない。

ウ その他の疾患について

別表第2第6号（その他の疾患）は、「前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの」とされており、認定基準第三・1・(7)・ウによれば、「臨床所見はあくまで「常時安静、就床を要する程度」のものであり、それを裏付ける所見が必要となる」とされるところ、本件診断書1によれば、請求人については、安静を要する程度は「必要時のみ室内歩行（30分以内）」とされ（別紙1・7）、活動能力の程度は「身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助がいり、日中の50%以上は就床している」と診断されていることから（同・8）、「常時安静、就床を要する程度」とは認められない。したがって、別表第2第6号には該当しない。

エ 上記アからウまでのとおり、請求人の障害程度は、別表第2各号のいずれにも該当しないことから、政令1条2項1号には該当しない。

い。

(2) 政令 1 条 2 項 2 号該当性

認定基準第三・2によれば、政令 1 条 2 項 2 号に該当する障害の程度とは、①別表第 2 各号のいずれか 1 つの障害を有し、かつ、認定基準第三・2・(1)に掲げる表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの、又は、②別表第 2 第 3 号から第 5 号までのいずれか 1 つの障害を有し、かつ、認定基準第三・2・(2)の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが 10 点以上のもののいずれかに該当するものとしてされている。

しかし、上記(1)のとおり、請求人は、別表第 2 各号のいずれの障害も有していないことから、その余の点について検討するまでもなく、政令 1 条 2 項 2 号には該当しない。

(3) 政令 1 条 2 項 3 号該当性

認定基準第三・3によれば、政令 1 条 2 項 3 号に該当する障害の程度とは、別表第 1 のうち、その他の疾患を有するものであって結核の治療指針に掲げる安静度表の 1 度（絶対安静）に該当する状態を有するものとしてされている。

しかし、上記(1)・ウのとおり、請求人の安静を要する程度は「必要時のみ室内歩行（30分以内）」とされ（別紙 1・7）、活動能力の程度は「身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助がいり、日中の 50%以上は就床している」と診断されていることから（同・8）、「絶対安静」に該当する状態ということとはできず、政令 1 条 2 項 3 号には該当しない。

(4) 以上のとおり、請求人の障害の程度は、政令 1 条 2 項各号のいずれにも該当せず、法 2 条 3 項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」に該当しない。

したがって、同項に定める障害程度に該当しないとの理由により本件請求を却下した本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第 3・1のとおり、本件処分通知書の理由付記には不備があり、違法である旨主張する。

しかし、本件処分通知書及び同通知書に添付された書面の記載自体から、本件処分の理由及び根拠を知ることができると認められるから、理由付記の要件に欠けるところはない。

- (2) また、請求人は、第3・2から4までのとおり、本件認定請求書の記載内容を見れば、請求人に「精神の障害」があることは明らかであるにもかかわらず、処分庁が、精神の障害用の診断書を求める補正を行わなかったことや、本件各診断書の記載内容に係る主治医への照会等を行わず、また、年金用の診断書を追加資料として取り扱うことなく本件処分を行ったことなどについて、違法・不当である旨主張する。

しかし、手当の受給資格に係る認定の判断は、原則として特別障害者手当認定請求書に添付された特別障害者手当認定診断書を基に行うこととされているところ（上記1・(2)・イ）、本件請求において、請求人から提出があった診断書は本件各診断書であるのだから、処分庁が当該各診断書の記載内容に基づき、請求人の障害の状態について検討を行い、手当の受給資格について判断したことに不合理な点は認められない。

- (3) なお、請求人より、令和7年3月15日付け及び同年5月21日付けで、審理員意見書に対する主張書面が提出されたため、審査会として慎重に吟味したが、本件処分については、上記2のとおり、処分時における処分庁の認定判断に不合理な点があったということはできないから、請求人の主張は採用することができない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1ないし別紙4（略）